フードビジネススタートアップ支援事業

参加者募集要項

健やかな食のまち小田原推進協議会

1　募集対象

小田原市内で飲食業による起業を目指し、シェアキッチンでの営業実証を通じて事業内容を検証・改善したい方を募集します。

- 小田原市内での開業を具体的に検討していること。
- 一定程度の事業構想、商品又はサービスを有していること。
- 営業実証を通じた検証・改善に取り組む意思があること。
- 商工会議所や外部人材等の支援を受けながら、事業計画等を具体化する意思があること。
- 関係法令、施設利用上のルールを遵守できること。

※ 市内在住であることは必須ではありません。

2　募集人数

若干名

※ 支援の適否を確認した上で決定するため、応募状況にかかわらず支援対象者を決定しない場合があります。

3　支援内容

- 市内シェアキッチンを活用した営業実証
- シェアキッチン利用料の 2 分の 1 の補助
- 外部人材による商品・メニュー、原価、価格、店舗運営、販売・集客等に関する伴走支援
- 小田原箱根商工会議所による事業計画・資金計画等の開業支援
- 営業実証の結果を踏まえた事業改善及び市内開業に向けた支援

4　利用期間

原則 2 か月から 3 か月

※ 営業頻度、営業時間、実証開始日等は、事業内容及びシェアキッチンの利用状況等を踏まえ、支援対象者決定後に個別に調整します。

5　利用料金・費用負担

- シェアキッチン利用料の 2 分の 1 を本協議会により補助します。残りの 2 分の 1 は支援対象者の負担となります。
- 食材費、消耗品費その他営業に直接必要となる経費は、原則として支援対象者の負担となります。
- 営業実証による売上は、支援対象者に帰属します。

6　応募・相談方法

本事業への参加を希望する方は、下記問い合わせ先又は小田原箱根商工会議所へご相談ください。
応募に必要な書類、提出方法及び受付期間は、募集時に別途お知らせします。
※ 相談・応募をもって支援対象者として決定するものではありません。

7　面談・支援対象者の決定

応募・相談後、小田原箱根商工会議所が面談等を行い、市内での開業意思、事業内容、事業計画、資金計画、準備状況、営業実証で検証したい事項等を確認します。
面談等の結果、本事業による支援が適当と判断された方について、小田原箱根商工会議所から健やかな食のまち小田原推進協議会へ推薦し、協議会の承認をもって支援対象者を決定します。

8　営業実証

実証開始前に、支援対象者、商工会議所、外部人材等で、営業実証を通じて検証する事項を整理します。営業実証では、実際の売上や顧客の反応等を確認し、商品、価格、原価、店舗運営等の改善につなげます。

9　遵守事項

- 関係法令及び必要な許認可等を遵守すること。
- シェアキッチンの利用規約、設備使用上のルール及び施設管理者の指示を遵守すること。
- 実証・評価に必要な売上、客数その他の情報を提供すること。
- 商工会議所、外部人材等による面談・支援に誠実に参加すること。
- 応募・提出内容に虚偽がないこと。

これらに反する場合その他本事業の継続が適当でないと認められる場合は、支援を中止することがあります。

10　留意事項

- 本事業への参加は、小田原市内での開業、融資、補助金等の採択又は事業の成功を保証するものではありません。
- 営業実証の結果によっては、事業計画又は開業時期の見直しを提案する場合があります。
- 営業に必要な事項は、実証開始前に確認します。

11　問い合わせ先

健やかな食のまち小田原推進協議会 事務局（小田原市 経済部 観光課） 0465-33-1521
小田原箱根商工会議所 経営支援部　井上・東　0465-23-1811